



三重県公報

令和2年6月23日 (火)

第 117 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
57	老人福祉法施行細則の一部を改正する規則	(長寿介護課)	2
告 示			
392	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(防災砂防課)	15
393	土砂災害警戒区域の指定	(同)	15
394	同件	(同)	15
内水面告示			
4	漁業法の規定に基づくコイの持出し、放流等についての指示	(内水面漁場管理委員会)	16
公 告			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	16
	同件	(同)	17
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	(同)	18
	同件	(同)	19
	同件	(同)	19
	同件	(同)	20
	基本測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	20
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	20
特定調達公告			
	一般競争入札を行う旨	(スマート改革推進課)	21

規 則

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年六月二十三日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第五十七号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（平成五年三重県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(老人ホーム設置届等)</p> <p>第八条 法第十五条第三項の規定による届出は、<u>養護老人ホームにあつては第七号様式の養護老人ホーム設置届に、特別養護老人ホームにあつては第七号様式の二の特別養護老人ホーム設置届によらなければならない。</u></p> <p>2 <u>施行規則第三条の申請書は、養護老人ホームにあつては第八号様式の養護老人ホーム設置認可申請書に、特別養護老人ホームにあつては第八号様式の二の特別養護老人ホーム設置認可申請書によらなければならない。</u></p>	<p>(老人ホーム設置届等)</p> <p>第八条 法第十五条第三項の規定による届出は、第七号様式の老人ホーム設置届によらなければならない。</p> <p>2 施行規則第三条の申請書は、第八号様式の老人ホーム設置認可申請書によらなければならない。</p>

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

老人居宅生活支援事業開始届

年 月 日

三重県知事 様

届出者 印

老人居宅生活支援事業を開始したいので、老人福祉法第14条の規定により届け出ます。

記

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所
(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 3 事業の運営の方針
- 4 職員の定数及び職務の内容
- 5 主な職員の氏名
- 6 事業を行おうとする区域
(市町の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町の名称を含む。)
- 7 当該事業（老人居宅介護等事業に係るものを除く。）の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。)
- 8 事業開始の予定年月日

添付書類

登記事項証明書又は条例

第 2 号様式 (第 3 条関係)

老人居宅生活支援事業変更届

年 月 日

三重県知事 様

届出者 印

次の事項について変更したいので、老人福祉法第14条の2の規定により届け出ます。
変更を生じたので

事業の種類 及び内容	
変更事項	老人福祉法施行規則第1条の9第 号に係る事項
変更前	
変更後	
変更(予定)年月日	年 月 日
変更の理由	

添付書類

変更事項を明らかにする書類

第四号様式を次のように改める。

第4号様式（第5条関係）

老人デイサービスセンター等設置届

年 月 日

三重県知事 様

届出者 印

老人デイサービスセンター
老人短期入所施設
老人介護支援センター

を設置したいので、老人福祉法第15条第2項の規定により届

け出ます。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 施設の運営の方針
- 4 職員の定数及び職務の内容
- 5 施設の長の氏名
- 6 事業を行おうとする区域
(市町の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町の名称を含む。)
- 7 入所定員（老人短期入所施設のみ）
- 8 事業開始の予定年月日

添付書類

登記事項証明書（設置者が市町以外の場合のみ）

第七号様式を次のように改める。

第7号様式（第8条関係）

養護老人ホーム設置届

年 月 日

三重県知事 様

届出者 印

養護老人ホームを設置したいので、老人福祉法第15条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 施設の運営の方針
- 4 入所定員
- 5 職員の定数及び職務の内容
- 6 施設長その他主な職員の氏名及び経歴
- 7 事業開始の予定年月日

添付書類

- 1 登記事項証明書（設置者が地方独立行政法人の場合のみ）
- 2 施設の配置図、平面図及び立面図
- 3 職員名簿
- 4 施設長については社会福祉主事の資格を、生活相談員、看護師、栄養士及び医師についてはそれぞれの資格を証明するもの

第七号様式の次に次の二様式を加える。

第7号様式の2（第8条関係）

特別養護老人ホーム設置届

年 月 日

三重県知事 様

届出者 印

特別養護老人ホームを設置したいので、老人福祉法第15条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 入所定員
- 4 施設の運営についての重要事項に関する規程
- 5 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 6 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（協力歯科医療機関の名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
- 7 施設長その他主な職員の氏名及び経歴
- 8 事業開始の予定年月日

添付書類

- 1 登記事項証明書（設置者が地方独立行政法人の場合のみ）
- 2 施設の配置図、平面図及び立面図
- 3 職員の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- 4 施設長については社会福祉主事の資格を、生活相談員、看護師、栄養士及び医師についてはそれぞれの資格を証明するもの

第八号様式を次のように改める。

第 8 号様式 (第 8 条関係)

養護老人ホーム設置認可申請書

年 月 日

三重県知事 様

申請者 印

養護老人ホームを設置したいので、老人福祉法第15条第4項の規定により認可を申請します。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 施設の運営の方針
- 4 入所定員
- 5 職員の定数及び職務の内容
- 6 施設長その他主な職員の氏名及び経歴
- 7 事業開始の予定年月日

添付書類

- 1 登記事項証明書
- 2 施設の配置図、平面図及び立面図
- 3 職員名簿
- 4 施設長については社会福祉主事の資格を、生活相談員、看護師、栄養士及び医師についてはそれぞれの資格を証明するもの

第八号様式の次に次の二様式を加える。

第 8 号様式の 2 (第 8 条関係)

特別養護老人ホーム設置認可申請書

年 月 日

三重県知事 様

申請者 印

特別養護老人ホームを設置したいので、老人福祉法第15条第4項の規定により認可を申請します。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 入所定員
- 4 施設の運営についての重要事項に関する規程
- 5 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 6 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（協力歯科医療機関の名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
- 7 施設長その他主な職員の氏名及び経歴
- 8 事業開始の予定年月日

添付書類

- 1 登記事項証明書
- 2 施設の配置図、平面図及び立面図
- 3 職員の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- 4 施設長については社会福祉主事の資格を、生活相談員、看護師、栄養士及び医師についてはそれぞれの資格を証明するもの

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の老人福祉法施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出された届出書等は、この規則による改正後の老人福祉法施行細則に基づいて提出された届出書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

三重県告示第 392 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県伊勢建設事務所及び度会町役場に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

令和 2 年 6 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
川上 2 地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
度会郡度会町川上
- 3 区域の土地の表示

度会郡度会町川上字中ノ倉 443 番 1 の一部、443 番 2 の一部、443 番 3 の一部、444 番の一部、445 番 1 の一部及び 445 番 2 の一部の土地並びに字筒淵垣外 446 番の一部、447 番 1 の一部、447 番 2 の全部、448 番 1 の一部、448 番 4 の一部、449 番 2 の一部及び 473 番の一部の土地

三重県告示第 393 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 2 年 6 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小岐須	鈴鹿市小岐須町 (詳細は次の図のとおり)	地滑り

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、鈴鹿建設事務所及び鈴鹿市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 394 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 2 年 6 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北在家	亀山市加太北在家 (詳細は次の図のとおり)	地滑り

市之瀬	亀山市関町市瀬、新所 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
新所	亀山市関町新所 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
南在家	亀山市加太中在家 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
加太神武	亀山市加太中在家、加太神武 (詳細は次の図のとおり)	地滑り

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、鈴鹿建設事務所及び亀山市役所に備え置いて縦覧に供します。)

内水面告示

三重県内水面漁場管理委員会告示第4号

コイ(マゴイ及びニシキゴイをいいます。以下同じ。)の持出し、放流等について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和2年6月23日

三重県内水面漁場管理委員会会長 平野 金人

1 指示の内容

(1) 持出しの制限

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面(ただし、奈良県知事及び和歌山県知事に漁場の管轄を委任した水面(名張川及び熊野川の一部)を除く。)から持ち出したコイを、他の水域へ放流してはならない。

ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りではない。

(2) 放流等の制限

ア 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。

- (ア) コイヘルペスウイルスが確認された水域由来でないこと。
- (イ) コイヘルペスウイルスが確認された水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。
- (ウ) PCR(ポリメラーゼ連鎖反応)検査で陰性が確認されたコイ群であること。

イ 生死を問わず、公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示の期間

令和2年7月9日から令和3年7月8日まで

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和2年6月23日

三重県知事 鈴木 英 敬

玉垣土地改良区(鈴鹿市東玉垣町1386番地の5)

退任理事

鈴鹿市東玉垣町1020

〃 〃 1077

〃 桜島町5-8-20

〃 西玉垣町1467

保古 洋

山中 茂樹

城ノ口 秀樹

杉野 宗敏

鈴鹿市南玉垣町 2386-2	杉野晃
〃 〃 2279-2	田中幸成
〃 北玉垣町 925-3	奥田正文
〃 東玉垣町 1329-3	太田春男
〃 石垣 2-2-19	吉澤恭二
〃 桜島町 1-8-1	吉澤英明
〃 末広西 5-10	田中高彦
〃 末広南 2-5-1	林典夫
退任監事	
鈴鹿市東玉垣町 1058	小川系三
〃 西玉垣町 6-5	佐野順章
〃 南玉垣町 2360	新庄利和
〃 北玉垣町 1460	長谷政美
就任理事	
鈴鹿市東玉垣町 1077 番地	山中茂樹
〃 〃 1020 番地	保古洋
〃 西玉垣町 1521 番地の 1	杉野敏明
〃 桜島町 5 丁目 8 番 20 号	城ノ口秀樹
〃 南玉垣町 2386 番地の 2	杉野晃
〃 東玉垣町 1404 番地の 2	中村久
〃 北玉垣町 705 番地の 4	北川喜規
〃 〃 971 番地	長谷秀行
〃 桜島町 1 丁目 8 番 1 号	吉澤英明
〃 〃 6 丁目 18 番 2 号	吉澤力
〃 末広南 2 丁目 9 番 6 号	大野博文
〃 末広西 5 番 15 号	島出章
就任監事	
鈴鹿市東玉垣町 1058 番地	小川系三
〃 西玉垣町 1517 番地	浅野光一
〃 南玉垣町 2328 番地	中村喜仁
〃 北玉垣町 823 番地の 1	稲生正清

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 2 年 6 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

上野南部第一土地改良区（伊賀市比自岐 529 番地）

退任理事

伊賀市比自岐 3070 番地	堀岡久剛
〃 摺見 1287 番地	重富寛
〃 〃 540 番地	坂本忠雄
〃 〃 559 番地	松生昭治
〃 比自岐 547 番地	武久弘志
〃 〃 740 番地	中西義尚
〃 〃 790 番地	森岡春樹
〃 〃 994 番地	中西雅也
〃 〃 1194 番地	荒鹿富美夫
〃 〃 2894 番地	田中勇
〃 〃 1212 番地	浦田純一
〃 岡波 938 番地	山本容夫

伊賀市岡波 1015 番地	貝 增 健
〃 〃 833 番地	小 坂 保 孝
〃 下神戸 1602 番地	辻 村 啓 一
〃 〃 2583 番地	東 本 収 三
〃 栢川 369 番地	岸 上 勇
〃 〃 200 番地 1	板 橋 清 文
〃 才良 877 番地	山 本 大
〃 〃 976 番地	高 木 正 二
退任監事	
伊賀市比自岐 669 番地	福 嶋 二美夫
〃 岡波 889 番地 1	中 井 正 明
〃 栢川 481 番地	工 藤 成 一
就任理事	
伊賀市比自岐 3149 番地	中 井 瑛 章
〃 摺見 527 番地	山 下 康 夫
〃 〃 559 番地	松 生 昭 治
〃 〃 457 番地	腰 山 建 司
〃 比自岐 610 番地	大 西 啓 史
〃 〃 1194 番地	荒 鹿 富美夫
〃 〃 589 番地	貝 增 悟
〃 〃 826 番地	山 下 茂 隆
〃 摺見 1 番地 3	北 出 佳 孝
〃 比自岐 2894 番地	田 中 勇
〃 〃 1234 番地	森 前 稔
〃 岡波 1016 番地	山 本 利 春
〃 〃 1015 番地	貝 增 健
〃 〃 861 番地	西 山 莊 司
〃 下神戸 2570 番地	片 山 義 男
〃 〃 1582 番地	福 嶋 健 司
〃 栢川 7 番地 4	森 川 敏 弘
〃 〃 482 番地 3	上 野 紳
伊賀市才良 877 番地	山 本 大
〃 〃 406 番地	梅 本 剛 司
就任監事	
伊賀市摺見 1287 番地	重 富 寛
〃 比自岐 825 番地	林 則 祐
〃 才良 457 番地	藤 室 明 生

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（一般型）御浜西部地区（ほ場整備）の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和2年6月23日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和2年6月24日から同年7月21日まで
- 3 縦覧の場所
御浜町役場建設課（南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120 番地 1）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（一般型）御浜西部地区（農地防災）の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和2年6月23日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和2年6月24日から同年7月21日まで
- 3 縦覧の場所
御浜町役場建設課（南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120 番地 1）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（一般型）御浜西部地区（農道整備）の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和2年6月23日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和2年6月24日から同年7月21日まで
- 3 縦覧の場所
御浜町役場建設課（南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120 番地 1）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（一般型）御浜西部地区（農業用排水施設整備）の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 2 年 6 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 2 年 6 月 24 日から同年 7 月 21 日まで
- 3 縦覧の場所
御浜町役場建設課（南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120 番地 1）

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 2 年 6 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
基本測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間
令和 2 年 8 月 11 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域
伊勢市、松阪市、桑名市、鳥羽市、桑名郡木曾岬町、多気郡多気町、同郡明和町、度会郡玉城町及び同郡度会町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 2 年 6 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 2 年 6 月 2 日	三重郡朝日町大字小向字十佐 710-1 ほか 5 筆	四日市市富田栄町 25-7 ティーズプラス株式会社 代表取締役 高橋 隆 寿
令和 2 年 6 月 3 日	三重郡川越町大字豊田一色字国治 513-1	愛知県一宮市東出町 7-1 株式会社エサキホーム 代表取締役 江 寄 光 彦
令和 2 年 6 月 8 日	伊勢市小俣町明野 1492 ほか	伊勢市東大淀町 3709 有限会社大橋淡水魚養殖場 代表取締役 大 橋 清
令和 2 年 6 月 10 日	いなべ市員弁町楚原字宮之腰 1522	いなべ市大安町梅戸 708-1 日 沖 清 明

令和2年 6月12日	三重郡川越町大字当新田字中通 422-2	鈴鹿市桜島町3丁目11-2 株式会社ADI 代表取締役 安田 克志
令和2年 6月15日	いなべ市員弁町松之木字五軒屋 371-1 ほか1筆	いなべ市員弁町松之木 1650-20 宮崎 大貴 宮崎 唯
令和2年 6月15日	三重郡川越町大字豊田字宮田 55-1 ほか1筆	三重郡川越町大字豊田 947 早川 雅俊

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和2年6月23日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
三重県行政WAN総合ヘルプデスク業務委託
- (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和5年10月31日（火）までとします。
- (4) 委託業務履行場所
三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（物件等）（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」という。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和2年7月15日（水）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。（※(2)及び(3)にあっては、新型コロナ

ウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出ができない場合は、申立書を提出（FAX又はメール可）してください。）

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県総務部総務課企画総務班 担当 野田
電話 059-224-2190 ファクシミリ 059-224-3170
 - (2) 契約条項を示す場所
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県総務部スマート改革推進課情報システム運用班 担当 西村
電話 059-224-2623 ファクシミリ 059-224-2418
 - (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
 - (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から令和2年8月5日（水）まで調達システムにより提供します。
 - (5) 入札参加資格確認結果の通知
令和2年7月28日（火）までに通知します。
 - (6) 入札書提出の日時及び場所
ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和2年8月5日（水）14時まで
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 令和2年8月5日（水）14時
なお、入札書は令和2年7月28日（火）から同年8月5日（水）14時までの間に到着するように郵送してください。
送付先
〒514-0006 三重県津市広明町13番地
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県総務部総務課企画総務班
案件名 三重県行政WAN総合ヘルプデスク業務委託
 - (7) 開札の日時及び場所
日時 令和2年8月5日（水）14時10分
場所 三重県津市広明町13番地
三重県総務部総務課
 - (8) 入札方法等に関する事項
ア 入札書の記載
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。
イ 入札保証金
入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県

規則第 69 号。以下「規則」といいます。) 第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてます。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかつた者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Mie Prefectural “e-government” Support Services

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Wednesday, August 5, 2020.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the Mie Prefectural Government

Headquarters Post Office branch (Mieken-cho nai Yubinkyoku) between Tuesday, July 28, 2020 and 2:00 P.M. on Wednesday, August 5, 2020.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Wednesday, August 5, 2020.

(4) Managing Authority :

Smart Technology Reforms Division, Department of General Affairs, Mie Prefectural Government

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2623 (Japanese only)

(5) Language and Currency used in Contract and Bidding Procedures:

Japanese and Japanese currency

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
